鳥取県西伯郡南部町倭
字孫谷山　七番　一号
字大平ル山　三番一　二号
五番　三号
一番四　四号
六番　七号及び八号
鳥取県西伯郡南部町法勝寺
字新荘越山　八九三番　五号及び六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
福成三
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
鳥取県西伯郡南部町福成
字カツタイ谷　一三八三番から一三八五番まで
字滝ノ奥　一三八六番から一三九一番まで
一三九二番一及び一三九二番二
一三九三番から一三九七番まで
一三九八番から一四〇一番まで
一四〇五番から一四〇七番まで
一四一二番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県西伯郡南部町福成
字馬場崎　一三八〇番一　一号
一三七九番　五号
一四一二番　二号
一四〇〇番　四号
字カツタイ谷　一三八二番　三号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中槙原
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県西伯郡南部町鴨部
字中槙谷　一二五三番　一号
一二五九番一　二号
一二五九番三　三号
一二五九番二　四号
一二六一番一　五号及び六号
一二六一番三　七号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
森脇川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県西伯郡伯耆町畑池
字森脇ノ上　二一四九番
二一六三番から二一六九番まで
二一七〇番
二一九四番及び二一九五番
二一九八番から二二〇二番まで
二二〇三番から二二三八番まで
二二三九番
二二四〇番一
二二四一番一
二二四二番から二二四六番まで
二二四七番から二二五一番まで
二二五二番一及び二二五二番二
二二五三番一及び二二五三番二
二二五四番から二二五七番まで
二二五八番一
二二五九番一
二二六〇番
二二六一番から二二七四番まで
二二七五番及び二二七六番
二二九七番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県西伯郡伯耆町畑池
字森脇ノ上　二一四九番　一号
二一六二番　二号及び三号
二一六一番　四号
二一六四番　五号
二一六七番　六号
二一七〇番　七号
二一七八番一　八号
地先道路敷
字森脇
字森谷
字横畑
字森谷奥
字土居谷
字土居谷奥
字森脇
字森脇ノ上
字乳母ヶ谷ノ三
字吉ヶ前ノ二
字吉ヶ前
字乳母ヶ谷尻
鳥取県西伯郡伯耆町福岡
字乳母ヶ谷尻　一〇六番地先水路敷　一号
一〇七番　十号
一〇八番一　地先道路敷　十一号及び十二号
鳥取県西伯郡伯耆町福岡
字乳母ヶ谷尻
字乳母ヶ谷ノ三　一〇一番一　一号
一〇三番一　二号
字吉ヶ前ノ二　九〇番一　三号
字吉ヶ前　九〇番三　四号
四二五〇番　五号及び六号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
清水北谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県倉吉市沢谷
字中山　七一番一　七号及び八号
四〇一番　四〇三番一及び四〇三番二
四〇四番一から四〇四番三まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下代小谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県西伯郡伯耆町福岡
字吉ヶ前ノ二　八九番
字乳母ヶ谷ノ一　九一番
字乳母ヶ谷ノ二　九二番
字乳母ヶ谷ノ三　九三番から一〇〇番まで
一〇一番一及び一〇一番二
一〇二番
一〇三番三
一〇四番一及び一〇四番二
字乳母ヶ谷尻
一〇五番
一〇七番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県西伯郡伯耆町福岡
字乳母ヶ谷尻
鳥取県倉吉市杉野
字家ノ上へ　二八四番
二八五番四
二八六番から二九八番まで
二九九番一から二九九番四まで
字大谷日南平ラ　三二三番三から三二三番五まで
字清水ヶ谷　三二四番から三二六番まで
三四七番三
三四八番一から三四八番三まで
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南ノ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県東伯郡三朝町恩地
字奥田谷　三一一七番
三一一九番から三二三番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県東伯郡三朝町恩地
字奥田谷　三一一七番
字奥田　二七八番一　地先水路敷　一号及び二号
四八一番　三号
二八七番　四号
二九一番　五号
八号及び九号
字奥田谷　三一一七番　六号
三一一九番　七号
字中井谷　一三九番一　十号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中島左谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県八頭郡八頭町日田
字井戸場　五九〇番一　一号
五八九番地先道路敷　七号
五八五番地先道路敷　八号
一三五一番二　二号及び三号
字梨谷　一三五七番一　四号
一三四九番　六号
字梨谷西平　一三六二番　五号